

医療に係る安全管理のための指針

R1年10月1日改訂

1.安全管理に関する基本的考え方

医療のすべての領域における安全の確保、安全管理体制の確立、指導体制の確立、情報の共有及び伝達の円滑化、医療教育の充実を図り、医療事故の発生防止に努めるとともに、医療の基本理念である患者の生命の尊厳と権利の尊重及び患者との信頼関係のもとに安全な医療の確立と医療の質の向上に努める。

2.安全管理のための委員会その他医療機関内の組織に関する基本的事項

柳川病院「医療安全管理規定第3条」に基づき、病院長のもとに、医療の事故防止に関する必要な事項を審議し、対策を講じるために医療安全対策委員会を置く。さらに、「医療の質管理部門」は、医療安全対策委員会をはじめとして、次の委員会、院内感染対策委員会、安全衛生委員会、褥瘡対策委員会、輸血委員会と連携し、医療のすべての領域における質の向上と安全の確保を図り医療事故の防止に努める。

3.安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療法に基づき、医療に係る安全管理のための基本的考え方及び具体策について、職員への周知徹底を図る目的として、医療安全研修会を年2回以上開催し、必要に応じて適宜開催する。また、研修の内容について記録する。研修に参加できなかった者は、DVD研修を必ず受講し、指定されたレポートを提出する。

4.事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

柳川病院「医療安全管理規程」及び柳川病院「医療安全対策委員会規程」に基づき、医療事故等の調査及び原因分析、再発防止対策を策定し、病院組織全体で組織横断的に対応する。なお、合併症・併発症等報告書は、診療録・看護記録、その他診療縦諸記録に基づき作成する。また、立案された再発防止対策等の実施状況の調査及び見直しを行い、医療に係る安全の確保に努める。

5.医療事故等発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は、迅速に患者の救命や回復に全力を尽くし、病院の各専門職のすべての機能を発揮させ、「医療事故発生時マニュアル」に基づき適切に対応を行う事とする。

6.医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針

患者との情報共有については、柳川病院「医療安全管理マニュアル」に定める「インフォームド・コンセントの指針」に基づき適切に実施する。また、診療情報開示について、患者・家族等から求めがあった場合には、柳川病院「診療記録の開示に関する事務処理要領」に基づき診療情報を提供するものとし、当該指針について閲覧の求めがあった場合には、原則としてこれに応じる。

7.患者からの相談への対応に関する基本方針

医療行為等に関する患者等からの相談に対しては、「患者からの相談への対応」規約に基づき、その責任者及び担当者等を決め誠実に対応するとともに、相談により患者等が不利益を受けないように適切な配慮をする。

8.その他医療安全の推進のために必要な基本方針

柳川病院医療安全管理規程及びその他の安全管理規程等に基づき、総合的に提供している医療のすべての領域における安全の確保及び推進に努める。